

江戸橋広小路の形成と構造

吉原 健一郎

はじめに

幕藩体制社会における政治的中心都市としての江戸に関しては、市場構造論からみた畿内諸都市との関係をはじめとして、多様な視点からの研究がなされている。同時に江戸自体の都市的發展についても、市人口や地域の拡大などを指標として、戦前からの成果が蓄積されてきた⁽¹⁾。また、町方支配機構の変遷に関する成果も、詳細な検討がなされてきている⁽²⁾。

これまで、明暦三年（一六五七）の大火は都市江戸の發展を画する重要な契機として考えられてきた。とくに寛文二年（一六六二）の町奉行支配地の拡大以後、元禄期には町人人口三五万人の大都會となり、正徳三年（一七一三）に町々の編入があり、享保期には五〇万人を越える町人を擁する都市となるのである。このような寛文・享保の支配地域および人口の増加は、当然のことながら町奉行による町方支配行政の質をも変化せしめている。この間、奉行所との力・同心の増員にみられる支配機構の充実、年番名主の設定による町触伝達方法の改善にみられる町政機構の合理化など、行政需要に対応した変化がなされている⁽³⁾。

このような町方支配の制度的な画期をもたらした原因を、江戸の内部構造の変質にもとめる視点も重要である。玉井哲雄によれば、沽券図の分析によつて、元禄期に町人地の基礎である町屋敷の重要性が強まることを指摘され、幕府の町屋敷認識の画期であるとされている⁽⁴⁾。氏によれば、元禄期は幕藩制的都市の確立期であり、その基底には、三都を軸とした商品流通の体制的確立があったとされている。

本稿では右の成果と関連させながら、公儀地である江戸橋広小路を素材として、町人による利用の状況を検討し、その恒久的利用をもたらした契機、寺社や他の町人による請願や対応、広小路の構造、町人の権限の強化などを具体的にみていきたい。

一、江戸橋広小路の成立

広小路とは、文字どおり幅の広い街路のことであるが、これが江戸市中の各所に設置されたのは、いうまでもなく明暦三年の大火以後のことであった。広小路は火除地としての性格をもつ空地であるが、江戸橋の南にある日本橋四日市町の一部が御用地として召上げられ、広小路となつたのも日本橋川の北岸からの延焼を防止するためであった。ただし、この地域が明暦二年（一六五八）に御用地になつたとの記録もあり、これが事実とすれば大火直前に都市計画の一環としての広小路建設が企図されていたことになる⁽⁵⁾。いずれにしても大火直後には、明確に火除地として設定されたことは、諸史料によつて確かめられる⁽⁶⁾。御用地に召上げられた替地として、町人たちに靈岸島の土地が与えられ、旧町の一部のみ元四日市町として存続した。

江戸橋広小路は近隣の青物町と本材木町一・二丁目の預地として、江戸橋とともに管理が委任された。具体的には橋番人を置くこと、見廻りと掃除、木戸や矢来の設置、捨物倒者の処理などの業務を担当することであった。この江戸橋の創架年月は明らかでない。江戸図によれば、寛永九年（一六三二）には架設されており、日本橋川と楓川の合する地であったため、江戸から諸方への舟の出入が多く、橋の南詰には船宿が存在していた。⁽⁷⁾日本橋の中心として周辺に多数の河岸があり、商業の繁栄による人口密集地帯に設定された江戸橋広小路は、当初から中小商人の営業活動の場として注目されていたと思われる。

すでに大火直後に広小路には多種多様な床店が出現し、寛文八年（一六六八）には町奉行島田出雲守の見分があり、床商人の人数を改め、営業区域に傍示杭を打つことが命ぜられた。この結果、一〇七軒の商人が定められ、いわゆる「畳床」として簡便な形態での営業が許されている。また夏から秋にかけて臨時的に商売をおこなう前栽商人の売場も認められ、小屋掛けて営業したという（「旧記春」）。

さらに万治年間（一六五八―一六六〇）には紀州蜜柑問屋・仲買たちが、冬から春にかけての営業が許された（「旧記夏」）。また松飾商人も例年十二月二十日ごろから商売許可となり、さらに瓜問屋も江戸橋広小路に隣接する元四日市広小路を借用することが許されている。⁽⁸⁾このように、明暦大火以降、撤収可能な畳床や季節商人の営業が逐次許可されるにいたったが、実態としては、すでにこれら商人の活動がなされており、幕府が実情にそうよう認可をしたと

みてよいと思われる。

広小路は町人の多様な関心を満たす場としても存在した。寛文十二年（一六七二）二月の町触によれば、風の烈しいころには街路や広小路に穴を掘り物を埋めたり、諸道具を持出すことが多いとして禁止されている。⁽⁹⁾さらに延宝六年（一六七八）四月には、諸方の広小路の清掃励行、および小屋・雪隠などの設置禁止が命ぜられた。⁽¹⁰⁾このように広小路の利用にたいする規制をせざるをえないほど、町人の生活の上で広小路の必要性は強まっていたと思われる。元禄七年（一六九四）七月には、広小路において夜間に相撲を取ることが禁じられているが、これも遊び場として広小路を用いようとする町人の意図を幕府が封じたものである。⁽¹¹⁾

元禄期以降、広小路および周辺の土地利用は、商業交通の発展とともに一層進行した。元禄六年十月には江戸橋広小路の対岸にあたる本船町河岸の木更津往返の船着場に関し出入りがあり、船着場は橋の南側西詰に移されて、ここに木更津河岸が成立した（「旧記春」以下同じ）。さらに宝永四年（一七〇七）には、陸上の物資運送に重要な役割を果たした牛車の置場が許可された。これは芝車町の牛持たちが明暦大火後、荷取日には広小路内に随時牛車を置いていたが、その場所を限定したのである。このことは、広小路における土地利用が進み、場所不足となったことの反映であったと思われる。江戸橋広小路は海上・陸上交通の接点でもあった。この拝借地は正徳二年（一七一二）に根津権現の旅所（仮殿土蔵造り）となったため召上げられてしまったが、五年後の享保三年に旅所が取払われ再度許可された。約二〇〇坪の面積で周辺は矢来で囲まれていた。

また、宝永七年（一七一〇）五月には新看場の看揚場が楓川筋に許可された（五〇坪）。新看場は延宝二年設置以来、本材木町凡筋（楓川）で荷揚げ営業していたが、川筋が埋り通行不能となつたため江戸橋際で荷を揚げていた。ところが船着場であることから混雑し、東側の河岸を願いでたのである。

以上の諸施設は広小路の性格上、移動可能な床店や空閑地の利用の範囲を出ていない。ところが、元禄期にはいり新しい動きが生ずるのである。

二、蔵地の形成と利用権の強化

元禄七年（一六九四）に、日本橋から江戸橋にかけて造成されていた土手を利用して土手蔵を建設することが許可された。これは町年寄奈良屋市右衛門が拝領したもので、四日市土手蔵とよばれている。この土手蔵は町人に貸与され、その地代収入によつて町年寄役所経費にあてたのである。当初は塩干肴荷物の保管場所などに利用されたといふ¹²⁾。この建築物は防火施設としての意味をもつてはいたが、このような半恒久的建築が許可されたことにより、広小路における町人の利用形態に与えた影響は大であつたと思われる。

宝永六年（一七〇九）になると、江戸橋広小路一帯を町屋にしたといふ願人が登場してくる。これにたいし、床商人たちは反対運動をおこない、結局辻番屋の番人給金や油代を負担することを条件として従来通り使用することを許されている。それまでは公儀辻番所は本材木町二丁目の孫兵衛が預かり、幕府から年間一三両が下付されていた。また番人六人のうち非番の二名が交代で橋台の床店二

カ所¹³⁾に詰め販売をしていた。この費用を広小路惣商人が請負つたわけである。こうして反対給付としての義務を負うことにより、反面町人たちは既得権としての広小路利用権を一層強めたと考えてよいだろう。のちに享保五年（一七二〇）にも、蔵地・拝領屋敷などの願人があらわれ、町奉行による調査がなされたが、これも広小路の管理など「数年来町人共物入等仕来候由縁」によつて、かえつて同年七月、本材木町へ蔵地が許されている。この許可理由として、これまで出火のばあい、空地へ家財道具が持出されて延焼のものになつており、蔵地となれば防火上も都合がよいという点が強調されている。のちに元文四年（一七三九）には、この土蔵が北向であり風雨による破損が多いとし、東向に建替えられた。このときには、江戸橋上り場（船着場）の雁岐石垣（長さ一〇間余）の普請を引請けることが条件となつている（「明和撞要集二七」）。

町屋建設願いは、元文元年（一七三六）、宝暦二年（一七五二）、同九年、同十一年にもだされている。そのたびに床店商人たちは、先例を引合いにだし反対している（「旧記春」）。また明和四年（一七六七）十月には、享保二年（一七一七）に取払われた根建権現旅所の再興願がだされた。これは権現の社殿大破を理由とし、旅所の再建によつて祈禱護摩の修行によつての収入、および蔵地の地代金の収入、さらには空地の植溜としての利用による地代金収入など、広小路の相当部分の利用によつて社殿修復にあてたいとしている（「旧記春」）。しかし、これも町人の既得権を犯すものであつたから、実現することとはなかつた。

同様の願人は、広小路の一角に設けられた牛置場にたいしても存

在した。享保二十年（一七三五）をはじめとして、明和二年（一七六五）には、この地を堀渡し置場にしたいとの要望もあった。明和六年にも願人があったが、そのたびに諮問に応じた青物町・本材木町などから故障の旨の答申がだされている。また、理由は明らかでないが享保十六年（一七二一）、延享二年（一七四五）には幕府による地面の吟味もなされた。これとは別に明治三年に床店と牛置場の利用願人があり、反対給付として半屋増人足を引受けたいと要望している。これは、青物店・本材木町で人足を差出すことで結着した。また、さきの明和六年のばあいには牛置場前の空地が糞屋の強物干場として利用されていたことからの争論に端を發したものであった。さらに天明四年（一七八四）に御用細工場（一六〇坪）の設置願いがだされたが、これも反対の答申によって実現をみなかった。

以上みたように、各方面からの要望がだされ、とくに明和年間以後活発化しているが、この期を特徴づける左のような問題が生じている。明和四年（一七六七）青物町の広小路商蔵が焼失した折に、全体を町屋にしたいという願人があり、これにたいし南町奉行に年一〇〇両を上納し従来通りの利用を求める願書が広小路商人たちからだされた（「市中取締類集一〇一」）。ところが、この問題の決着がつく前に、明和六年に日光門主が王子下屋敷（七〇〇坪）のかわりに、江戸橋外（広小路・土蔵は除外）で二〇〇坪、そのほか浅草見付外地面、蔵前地面などとの交換を要求した。このため町年寄から関係各町に諮問があり、三方所から反対の答申があったため計画は実現されなかった（「明和撰叢集八」）。翌明和七年（一七七七）に上納金が許可されたが、幕府にすれば従来の土地利用を承認することに

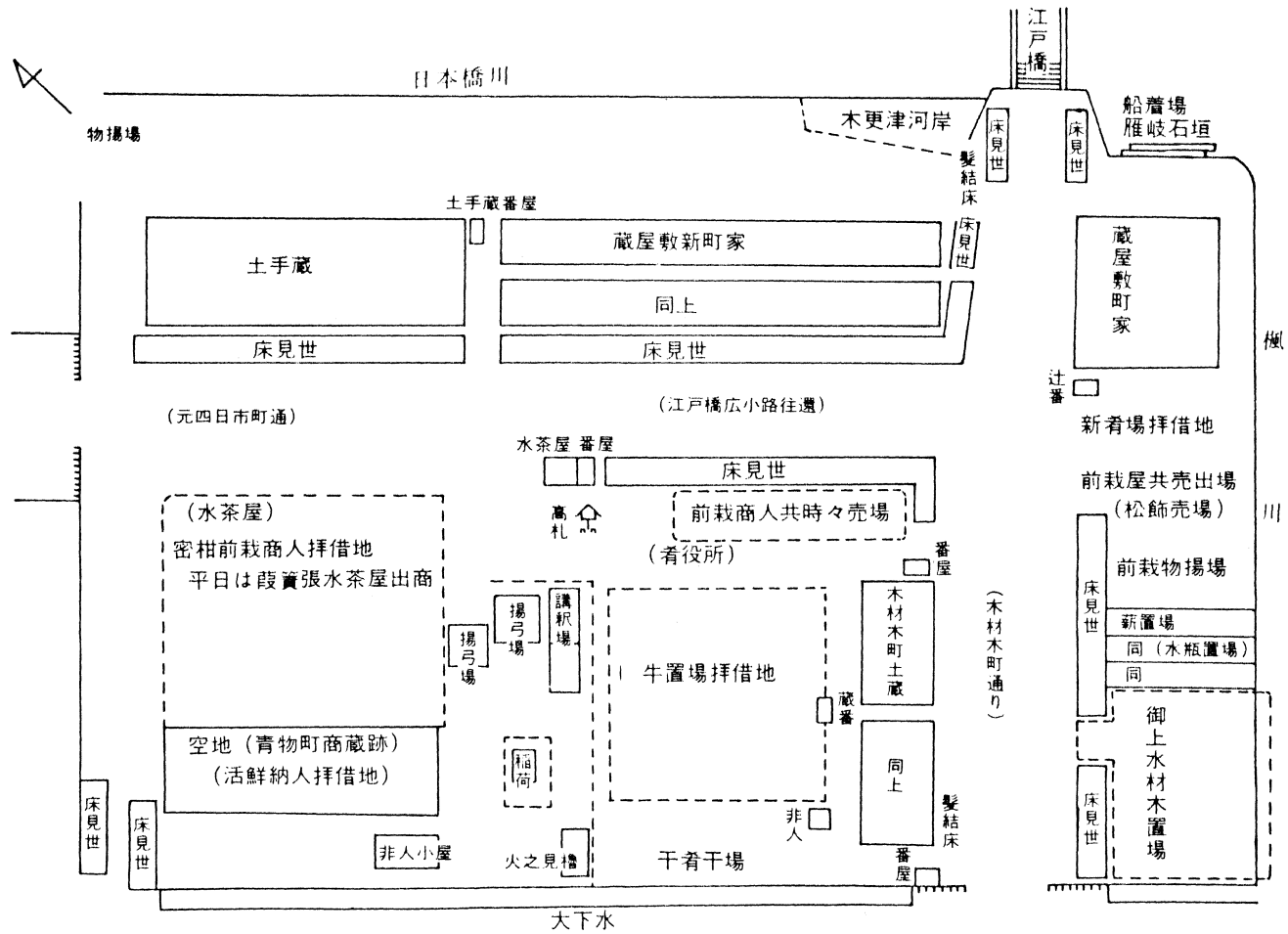
よって財政収入の一助とし、広小路利用町人の側では、既得権が強化されるといふ、両者の利害が一致したことをしめすものであったといえよう。すなわち、公儀地としての広小路の利用が契約関係として幕府と町人との間に結ばれるにいたったとしてよいだろう。

理由は明らかでないが、天明五年（一七八五）に青物町は広小路の請負を取放ちとされ、以後は元四日市町の請負いに変更となった。ついで文政九年（一八二六）には、広小路請負人の新規出願があったため、幕府は出願人の増上納金額一二〇両を広小路利用町人に求め、総額二二〇両の上納額が決定した。このため、幕府は以後いかなる願人があつても、受付けることはないという誓約をしたのである（「市中取締類集一〇一」）。この時点での地代金としての上納金の使途をみておこう。まず七月と十二月に町年寄に納付された地代金であるが、これは他の収入とあわせて江戸川・神田川常流入用として使われている。なお二二〇両の上納金の分担は、広小路床店町人が九一両、請負町が一二九両となっている。

三、広小路の構造

江戸橋広小路の成立をみながら、広小路内部の諸施設の紹介をすてに行なつたが、本項では今少し詳細に検討を加えておきたい。ただし、施設全体の変遷を概観する余裕はないので、代表的なものにとめておく。図は寛政四年ごろの広小路内部の状態をしめしたものである（「旧記」）。

日本橋川に沿って蔵屋敷新町家があり、土手蔵が続いている。これらは防火施設を兼ねたものであり、幕府が町年寄に土地を貸与し



江戸橋広小路施設概略図 (寛政期()内は以後の設置)

表1 江戸橋広小路施設一覽

A	1	床	店	107軒
	2	外 商 床	店 場	9
	3	柿 葺 揚	弓 茶	5
	4	同 水 講	荷 社	10
	5	同 同 稻	荷 社	1
	6	同 同 荷	見 槽	1
	7	火 物 之	結 置	1
	8	物 髮	地 (青物町)	1
	9	藏 商	番 屋	4
	10	藏 商	番 屋	(1) 2
	11	番 非	人 小 屋	9
	12			2
	13			
B	1	葺 賣 張	茶 屋	6
	2	壳 賣 張	葺 屋	1
	3	置 葺	荷 社	4
	4	新 葺	荷 社	2
	5	新 葺	荷 社	1
	6	新 葺	荷 社	1
	7	水 雪	場 隣	6

たものである。町年寄奈良屋は、享保十七年（一七三二）に願い出て、従来の土蔵石垣造りを瓦葺土手造りにし、住居蔵に改造して火焚所を設け商人に貸すことを許された。ついで元文三年（一七三三）にも一棟を瓦葺に改造し、安永四年（一七七五）にいたり、これも住居蔵として使用する許可を得た。⁽¹³⁾

木更津河岸は東西二五間、奥行約三間から八間の土地であり、日本橋川に接している。元禄六年以降、木更津付近の城米二万石と旅客を運び、また材木等の物資も運送したといふ。⁽¹⁴⁾寛政六年（一七九四）の記録によれば、木更津村南北両組に二〇名の持持がおり、二五艘の持船によつて特権的經營を行なつていた（「旧記」）。

ついで表1は、寛政三年の調査による広小路内部の施設Aと、同四年に新たに許可となつた施設Bの一覽表である（「旧記」）。これと、さきの図とは一致しているとみてよい。まずAのうち一〇七軒の床見世（床店）の内容をみてみよう。最も多い店は小間物商人で七一人（内五二人は往還沿いにあり、一九人は南橋台にある）もおり、ついで占方師一五人、煮売茶屋一一人、古本屋七人、薪商人

三人の順となつてゐる。この職業構成をみても、広小路が盛り場であつたことを裏づけてゐる。多数の通行人を対象とするため、同種の職業が並存してゐるのである。とくに古本屋七人の存在は、広小路が情報交換の場でもあつたことをしめすものと思われる。

享保五年（一七二〇）には、土手蔵辺の商床五二軒が防火のため塗家造りが許可されてゐる。従来彼等は橋台床商人とともに橋火消をつとめる義務があつたが、享保二十年入用橋定請負人が定められたため、両番所（町奉行所）への駈付人足に変更となつた。商床の所持者は、明和年間で五四人となつてゐるから、一人で三、四軒を所持してゐる者もあつた。株の譲渡は一軒につき、六、七両から二、三両ほどであつたといふ。表店同様の商売が可能であるにもかかわらず、比較的安価で権利を得られる点が魅力であつたと思われる。商床の敷地は、およそ九尺四方であり、享保五年の塗家造りにさいし、建物は間口八尺三寸、奥行八尺であつた。⁽¹⁵⁾

このほか、辻番請負人孫兵衛の持床が二カ所あつた。また髪結床は五カ所みられる。内一カ所は橋番人であり、橋の掃除などを担当し、二カ所は広小路番人として番屋で渡世をしてゐる。髪結たちは番人を常置し、將軍の川通「御成」をはじめ通常も広小路の清掃を行ない、往來での喧嘩口論の取鎮め、捨物や倒者の月行事への報告などの義務があつた。また「御成」にさいしては、床番屋を町の自身番屋にも用いてゐる。彼等も享保二十年以降は両番所駈付人足とされたが、延享四年（一七四七）からは、広小路内の上水材木置場の駈付人足となつた。河岸通りにも番屋が一カ所あつた。これは青物町から番人をだし、夜廻りなどに従事してゐたといふ。さらに広

小路通りの商床のなかにも、正徳二年（一七一二）に許可された髪結床一カ所があったが、宝暦元年に商床になってしまった。これら辻番と髪結番屋が広小路の警戒の任務を負わせられていたのである。

商床のほか、元四日市町の持分である揚弓場・水茶屋・講釈場などの娯楽施設がある（表1）。寛政改革の一環として、寛政三年（一七九二）に火除地内の無届家作物などの取払いが命ぜられ、翌年調査が実施された。表1Bの新規諸施設も、実際には前々から広小路内に設けられていたとみた方が妥当であり、検分があったため新規願いの形式で処理したのもあったと思われる。とくに雪隠の元四日市町持の二匹建三カ所、一匹建一カ所、および本材木町持の二匹建一カ所、六匹建一カ所は強く承認を求めているが、既設のもののようにである。また蜜柑売場拝借地、薪置場、水瓶置場の要求も、すでに利用されていた疑いもあり、広小路の多様な使途が表面化している点が目ざれよう。

土蔵は青物町分のもが広小路西側に存在していた。これは従来八棟であったが、元文二年（一七三七）に北向のため風損が多いとし、五棟に建直したが、昭和四年（一七六七）に類焼し空地となっていた。のちに天保八年（一八三七）に活鯛納入の拝借地（一〇〇〇坪）として使用許可となった。本材木町分の土蔵は、はじめ牛置場の南側にあったが、元文四年（一七三九）に右と同じ理由で図の位置に移された。町人たちにとって、これらの蔵地は「蔵敷之助成を以、町内家屋敷之沽券茂自宜罷成、家持共家屋敷之飭」りとしての意味をもっているのである。町々が河岸地を重視するのも、町人地の沽券金高に密接な影響をもっているからであるが、¹⁶広小路の蔵

地も同様に「家屋敷之飭」りとして重要であった。

広小路で取引された前栽物の品名と産地について紹介しよう。寛政三年七月の記録によれば左のとおりである。

西瓜―下総柏井村 銀胡瓜―下総くわか村 冬瓜・かほちゃ・ねぎ・丸清・茄子・大角豆・刀豆・唐茄子、その他前栽もの―下総猿ヶまた村 桃―下総庄内領若野村 大根―武蔵袋井村 大根―武蔵練馬村 西瓜―武蔵鷺沼村

このように、江戸近郊農村で生産された野菜類が、広小路で売買されていた。売買には仲買商人が介在しており、河岸に着船した前栽物は仕切高一〇〇文につき五十七文の口銭が払われ、さらに「えびす」「げどう」と称する上皮も徴収されている。「えびす」とは一〇〇個の商品につき二個が、問屋・仲買に各一個ずつ提出されることであり、「げどう」とは口銭のほかに一〇〇文につき二―三文の手数料を取めることのようなのである。神田の青物市場とは別に、このような市場が広小路に形成されていたことが判明する（「旧記秋」）。

これらの施設によつて、請負町々にはどの程度の収入があったのだろうか。文政九年（一八二六）の〇年間「上り高見積」は表2のようになっている（「旧記冬」）。すなわち、総収入は約七〇〇両におよび、これから上納金九七両金、諸人用約一八四両の計二八〇両余を引いて残金約四二〇両が収入であった。しかしながら、このうちから蔵式・床賃地代・普請出金・臨時入用などを差引かねばならず、純益ではないと説明されている。ここで上納金九七両三分となつているのは、明和七年以後の上納高一〇〇両のうち、寛政四年

表2 江戸橋広小路上り高見積書

商	床 (北側)	60軒	平均年銀	15貫	840匁	分	厘
同	(南側)	25		5	400		
同	講釈場	1			450		
同	揚弓場	5		1	350		
水	茶屋	9		2	106		
蜜柑売場	上地跡 (6ヵ月)				780		
水	茶屋 (明地地代)			1	183	7	5
東	側商床	22		4	752		
中	横町同	4			720		
通り	西側商蔵 (蔵式共)			9	79	9	2
干香屋・蜜柑問屋							
前栽屋・松餅商・髪結					465		
惣計				42	126	6	7
金換算			702両	銀6分7厘			
内			97両3分	是迄入用			
計			約184両	諸入用			
差引残			281両3分				
			420両1分	銀6匁6分7厘			

(一七九四)に前栽商人売場の地に肴伎所が建てられたための減額である。
 文政九年(一八二六)の上納高調査は、上納金増額の問題と関連しており、
 以後二二〇両となるが、内訳(天保十二年)は床店から九一両、町か
 ら一二九両であることは、すでにみたとおりである。結果的には、

新規上納金増額分は請負町で負担したことになり、従来の上納金一〇〇両が床店の負担分に相当することとなった。

なお、天保八年(一八三七)の活鱒納入拝借地の設置により、周辺畳床九カ所のうち三カ所が取払われている。幕末期弘化年間の絵図によれば、この拝借地の北側に蜜柑売場と水茶屋が記入されている。さらに揚弓場の裏手、拝借地の東側に一〇〇坪の家作地が設定され、遠次堂地の利用が進められていることが判明する。床店の減少の故か、弘化年間の上納金負担は床店分八八両、町から一三二両(元四日市町六六両、本材木町一・二丁目六六両)となっている(「市中取締類集一〇」)。

最後に広小路の稲荷に言及する。「翁稲荷」とよばれる稲荷は、青物町と元四日市町の鎮守である。社地は表間口京間五間余、奥行一〇間余であり、明暦大火以前からの地所であると思われる。由来は古く、寛永六年(一六二九)二月の記録も幕末期には存在した。紀州藩の史料でも、寛永年間に紀州国産蜜柑売所があり、稲荷に寄付金をだしているという(「市中取締類集一〇」)。稲荷は「前々々市中老若児共、平日虫歯ニ而相悩申候もの共加持祈念仕候所」として、歯痛の神としての信仰を集めていたようである。広小路が成立し、盛り場として発展する過程で庶民信仰のひとつとして尊崇されたものであろう。

おわりに

以上、江戸橋広小路に関し、その成立過程、利用権の強化、内部構造を概観した。火除地として形成された広小路であったが、舟運

の便のよい日本橋川に隣接していたため、この空地の利用は多様な方面からなされていったことが明らかであろう。盛り場であると同時に商業・交通上の利用がなされている点も重要である。このため寺社や町人から度重なる願書がだされ、広小路全体が他の請負人に変更される危機も存在した。しかし、幕府の都市政策の特徴である旧慣尊重の諮問にたいし、町人側は反対の答申によって多くの要求は却下された。正徳の根津権現旅所の設置は、このなかでも強力な要求であったが、一度廃止されてからの明和の再願は不許可となった。日光門主の交換要請も認められていない。以後は公共用地関係としては着役所、活鯛納人拝借地が空地に認められたにとどまるのである。

明和年間の上納金制度は請負町人側の権利を強めることになった。享保期の床店の塗家造り許可は、火除地内の防火建築化の一環でもあったが、宝暦十年（一七六〇）の大火にさいし、江戸橋は焼失したが広小路で延焼を防いだことも、請負町人の強調するところであった（「明和撰要集八」）。文政度の増上納金による一層の権利強化は、天保改革時の幕府の調査によっても確認され、利用権を否定されることはなかった。江戸時代における都市住民の諸権利は、土地に関しては町人地の保有権↓所有権への移行となつて強められていくが、同時に公共用地（公儀地）においても、その利用権限の強化となつて展開していくことは明らかであろう。封建都市江戸の機能を明確に把握するためには、今後共、河岸地・広小路などの検討が必要であると思われる。

（東京都公文書館）

注

- (1) 幸田成友「江戸の町人の人口」『社会経済史学八一』一九三八などの諸成果がある（『幸田成友著作集』に主要論文所収）
- (2) 南和男「江戸の社会構造」塙書房、一九六九をはじめとし、『江戸町人の研究四』吉川弘文館、一九七五所収の諸論考参照
- (3) 南和男「町奉行」吉原「町年寄」『江戸町人の研究四』
- (4) 玉井哲雄「江戸町人地に関する研究」近世風俗研究会、一九七七
- (5) 弘化三・四「江戸橋広小路稲荷社地古復之儀ニ付伺」『市中取縮類集一〇』この年秋に吉原の移転が問題になっているように、大火以前から市中の整備が考えられていた。
- (6) たとえば「江戸橋広小路并最寄旧記春」『東京市史稿産業篇二』二六〇頁など旧記書上の類（以下「旧記春」などと略す）
- (7) 『新修日本橋区史上』一九三七
- (8) 「旧記」
- (9) 『正宝事録一』一六五頁
- (10) 『正宝事録一』一九一頁
- (11) 『日本財政経済史料八』四五三頁
- (12) 「明和撰要集二七」『東京市史稿産業篇二二』六二八頁
- (13) 右同史料、および吉原「町年寄」前掲書二五二頁
- (14) 東京市史外篇六『日本橋』一九三二
- (15) 「明和撰要集八」および『新修日本橋区史上』参照
- (16) 前掲（4）参照